

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)
根拠条項	第16条第3項
許認可等の種類	国定公園事業の執行の認可
法令の定め	第16条第3項 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。
審査基準	<p>北海道国定公園事業取扱要領(平成12年3月31日自然第1361号環境生活部長通知)を道の審査基準とする。</p> <p>第2 執行の認可又は同意</p> <p>5 執行の協議又は認可の審査基準</p> <p>法第16条第2項に基づく協議又は同条第3項に基づく認可は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>なお、この定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、環境生活部環境局自然環境課及び総合振興局又は振興局保健環境部環境生活課において備え付けその他の適当な方法により公にするものとする。</p> <p>(1) 国定公園計画及び国定公園事業の決定事項に適合すること。</p> <p>(2) 国定公園管理指針の規定に適合すること。</p> <p>(3) 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。</p> <p>(4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。</p> <p>(5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</p> <p>(7) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</p> <p>(8) 国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(9) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(10) 国定公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>(11) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 15日・月 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日・月 (各(総合)振興局保健環境部環境生活課)</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 10日・月 (環境生活部環境局生物多様性保全課)</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号: 011-204-5204)
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号: 011-204-5204) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

法令名	自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)
根拠条項	第20条第3項
許認可等の種類	国定公園特別地域内における行為許可
法令の定め	<p>第20条第3項 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</li> <li>二 木竹を伐採すること。</li> <li>三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。</li> <li>四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</li> <li>五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。</li> <li>六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</li> <li>七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</li> <li>八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。</li> <li>九 水面を埋め立て、又は干拓すること。</li> <li>十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。</li> <li>十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。</li> <li>十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼす恐れがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</li> <li>十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</li> <li>十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)</li> <li>十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。</li> <li>十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。</li> <li>十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</li> <li>十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</li> </ol> <p>(参考) 第20条第5項 都道府県知事は、国定公園について第3項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。</p>
審査基準	北海道国定公園許可届出等事務取扱要領(平成12年3月31日自然第1361号環境生活部長通知)を道の審査基準とする。
標準処理期間	<p>総期間 45日・月(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日・月(各(総合)振興局保健環境部環境生活課。本庁権限に属する場合)</p> <p>協議機関 30日・月(環境省。第5項に該当する場合)</p> <p>処分機関 10日・月(環境生活部環境局生物多様性保全課又は各(総合)振興局)</p>
処分担当課	<p>(1) 2以上の(総合)振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ(電話番号:011-204-5204)</p> <p>(2) 上記以外のもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)</p>
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ(電話番号:011-204-5204)</p> <p>各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)</p>
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第21条第3項
許認可等の種類	国定公園特別保護地区内における行為許可
法令の定め	<p>第21条第3項 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。</p> <p>一 前条第3項第1号、第2号、第4号から第7号まで、第9号、第10号、第15号及び第16号に掲げる行為</p> <p>二 木竹を損傷すること。</p> <p>三 木竹を植栽すること。</p> <p>四 動物を放つこと（家畜を放牧を含む。）。</p> <p>五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>六 火入れ又はたき火をすること。</p> <p>七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。</p> <p>八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。</p> <p>九 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</p> <p>（参考）</p> <p>第21条第5項 都道府県知事は、国定公園について第3項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。</p>
審査基準	北海道国定公園許可届出等事務取扱要領（平成12年3月31日自然第1361号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。
標準処理期間	<p>総期間 45日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課。本庁権限に属する場合）</p> <p>協議機関 30日・月（環境省。第5項に該当する場合）</p> <p>処分機関 10日・月（環境生活部環境局生物多様性保全課又は各（総合）振興局）</p>
処分担当課	<p>（1）2以上の（総合）振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）</p> <p>（2）上記以外のもの 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）</p>
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）		
根拠条項	第23条第3項第7号		
許認可等の種類	国立公園の利用調整地区への立入りの許可		
法令の定め	<p>第23条</p> <p>3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第1項又は第7項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 第20条第3項、第21条第3項若しくは前条第3項の許可を受けた行為（第68条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第20条第6項後段若しくは第8項、第21条第6項後段若しくは前条第6項後段の届出をした行為（第68条第3項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合</p> <p>三 公園事業を執行するために立ち入る場合</p> <p>四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合</p> <p>五 第43条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合</p> <p>六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合</p>		
審査基準	北海道国立公園事業取扱要領（平成12年3月31日自然第1362号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。		
標準処理期間	総期間	10日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	10日・月	（各（総合）振興局保健環境部環境生活課）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）		
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）		
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第24条第2項
許認可等の種類	国立公園の利用調整地区への立入りの認定
法令の定め	<p>第24条 国立公園又は国立公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第7項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。</p> <p>一 国立公園又は国立公園を利用する目的で立ち入るものであること。</p> <p>二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事に認定の申請をしなければならない。</p>
審査基準	<p>未設定ハ</p> <p>（認定のために必要な手続きについては、利用調整地区ごとに別に定めることとされており、道内の国立公園においては利用調整地区が指定されていないため、あらかじめ審査基準の設定は不可能。）</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（認定のために必要な手続きについては、利用調整地区ごとに別に定めることとされており、道内の国立公園においては利用調整地区が指定されていないため、標準処理期間の設定は不要。）</p> <p>総期間 日・月 （注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月 （ ）</p> <p>協議機関 日・月 （ ）</p> <p>処分機関 日・月 （ ）</p>
処分担当課	<p>（1）2以上の（総合）振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）</p> <p>（2）上記以外のもの 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）</p>
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）</p> <p>各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）</p>
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第25条第2項
許認可等の種類	国定公園の指定認定機関の指定
法令の定め	<p>第25条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 指定認定機関の指定（以下この条から第29条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>[参考・準用規定]</p> <p>第26条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第2項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。</p> <p>二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 前3号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。</p>
審査基準	未設定イ （自然公園法第26条に規定し尽くされている。）
標準処理期間	<p>未設定 （道内の国定公園においては利用調整地区が指定されていないため申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間の設定は困難。）</p> <p>総期間 日・月 （注：休日は含まない。）          経由機関 日・月 （ ）          協議機関 日・月 （ ）          処分機関 日・月 （ ）</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第27条第1項
許認可等の種類	国立公園の指定認定機関の認定関係事務の実施に関する規程の認可
法令の定め	第27条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
審査基準	未設定口 （道内の国立公園においては利用調整地区が指定されていないため、申請実績がなく、あらかじめ審査基準の設定は困難。）
標準処理期間	未設定 （道内の国立公園においては利用調整地区が指定されていないため、申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間の設定は困難。） 総期間 日・月 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 （ ） 協議機関 日・月 （ ） 処分機関 日・月 （ ）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第27条第2項
許認可等の種類	国立公園の指定認定機関の事業計画及び収支予算の認可
法令の定め	第27条 2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
審査基準	未設定 （道内の国立公園においては利用調整地区が指定されていないため、申請実績がなく、あらかじめ審査基準の設定は困難。）
標準処理期間	未設定 （道内の国立公園においては利用調整地区が指定されていないため、申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間の設定は困難。） 総期間 日・月 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 （ ） 協議機関 日・月 （ ） 処分機関 日・月 （ ）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第22条第3項
許認可等の種類	国立公園海域公園地区内における行為許可
法令の定め	<p>第22条第3項 海域公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第1号、第4号及び第5号及び第7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。</p> <p>一 第20条第3項第1号、第4号及び第7号に掲げる行為</p> <p>二 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該地域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>三 海面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>四 海底の形状を変更すること。</p> <p>五 物を係留すること。</p> <p>六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>七 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、海域公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。</p> <p>（参考） 第22条第5項 都道府県知事は、国立公園について第3項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の海域の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。</p>
審査基準	北海道国立公園許可届出等事務取扱要領（平成12年3月31日自然第1361号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。
標準処理期間	<p>総期間 45日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課。本庁権限に属する場合）</p> <p>協議機関 30日・月（環境省。第5項に該当する場合）</p> <p>処分機関 10日・月（環境生活部環境局生物多様性保全課又は各（総合）振興局）</p>
処分担当課	<p>(1) 2以上の振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）</p> <p>(2) 上記以外のもの 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）</p>
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第43条第5項
許認可等の種類	国定公園の公園管理団体による風景地保護協定締結の認可
法令の定め	<p>第43条</p> <p>5 第1項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>[参考・準用規定]</p> <p>第43条</p> <p>3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 第一項各号に掲げる事項について環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>
審査基準	未設定イ （自然公園法第43条第3項に規定し尽くされている）
標準処理期間	<p>未設定 （過去に処分実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難。）</p> <p>総期間 日・月 （注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月 （ ）</p> <p>協議機関 日・月 （ ）</p> <p>処分機関 日・月 （ ）</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）		
根拠条項	第49条第1項		
許認可等の種類	国定公園の公園管理団体の指定		
法令の定め	第49条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。		
審査基準	北海道国定公園公園管理団体取扱要領（平成17年11月24日付け自然第1513号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。		
標準処理期間	総期間	15日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	5日・月	（各（総合）振興局保健環境部環境生活課）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	10日・月	（環境生活部環境局生物多様性保全課）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）		
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）		
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第64条第2項
許認可等の種類	国立公園に関する行為許可等に係る損失補償
法令の定め	<p>第64条 国は国立公園について、都道府県は国立公園について、第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可を得ることができないため、第32条の規定により許可に条件を付されたため、又は第33条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2 前項の規定による補償を受けようとする者は、国に係る当該補償については環境大臣に、都道府県に係る当該補償については都道府県知事にこれを請求しなければならない。</p>
審査基準	未設定ハ (過去に請求実績がないため、あらかじめ審査基準を設定することは困難。)
標準処理期間	<p>未設定 (過去に処分実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難。)</p> <p>総期間 日・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 日・月 ( )</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204)
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第64条第5項
許認可等の種類	国立公園に関する実地調査等に係る損失補償
法令の定め	<p>第64条 国は国立公園について、都道府県は国立公園について、第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可を得ることができないため、第32条の規定により許可に条件を付されたため、又は第33条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2 前項の規定による補償を受けようとする者は、国に係る当該補償については環境大臣に、都道府県に係る当該補償については都道府県知事にこれを請求しなければならない。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「環境大臣」とあるのは、「第62条第1項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	<p>未設定ハ （過去に請求実績がないため、あらかじめ審査基準を設定することは困難。）</p>
標準処理期間	<p>未設定 （過去に処分実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難。）</p> <p>総期間 日・月 （注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月 （ ）</p> <p>協議機関 日・月 （ ）</p> <p>処分機関 日・月 （ ）</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）</p> <p>各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）</p>
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第77条
許認可等の種類	道立自然公園に関する行為許可、実地調査に係る損失補償
法令の定め	第77条 都道府県は、第73条第1項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
審査基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難。）
標準処理期間	未設定 （過去に処分実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難。） 総期間 日・月 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 （ ） 協議機関 日・月 （ ） 処分機関 日・月 （ ）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る。）又は 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る。） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

法令名	自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)
根拠条項	第16条第4項
許認可等の種類	国定公園事業執行の内容の変更認可等
法令の定め	第16条第4項 第10条第4項及び第5項の規定は第2項の協議及び前項の認可について、第10条第6項から第9項まで、第12条第1項及び第13条の規定は第2項の協議をした者について、第10条第6項から第10項まで、第11条から第13条まで、第14条第3項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第14条第1項及び第2項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第10条第10項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第11条、第14条第1項及び前条第1項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第12条第1項及び第2項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第1項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第13条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第1項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。
審査基準	北海道国定公園事業取扱要領(平成12年3月31日自然第1362号環境生活部長通知)を道の審査基準とする。 第3 内容の変更の協議又は認可 4 内容の変更の協議又は認可の基準 法第16条第4項において準用する法第10条第6項に基づく協議又は認可は、第2の5に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。 【第2の5】 (1) 国定公園計画及び国定公園事業の決定事項に適合すること。 (2) 国定公園管理指針の規定に適合すること。 (3) 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。 (4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。 (5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。 (6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。 (7) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。 (8) 国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。 (9) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。 (10) 国定公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。 (11) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。
標準処理期間	総期間 15日・月 (注:休日は含まない。) 経由機関 5日・月 (各(総合)振興局保健環境部環境生活課) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 10日・月 (環境生活部環境局自然環境課)
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ(電話番号:011-204-5204)
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ(電話番号:011-204-5204) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
法令の定め	第9条第1項 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。 一 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
審査基準	鳥獣捕獲許可取扱要領、鳥獣捕獲許可基準、エゾシカ捕獲許可取扱方針、ヒグマ捕獲許可取扱方針、ヒグマ対策技術者育成のための捕獲実施要領の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 14日(注:休日は含まない。) 経由機関 7日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係。本庁権限に属する場合) 処分機関 7日(環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係又は各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係)
処分担当課	(1) 捕獲区域が2以上の(総合)振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) (2) 上記以外のもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第15条第4項
許認可等の種類	指定猟法禁止区域における指定猟法による鳥獣等の捕獲等の許可
法令の定め	第15条第4項 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。
審査基準	指定猟法許可取扱要領及び指定猟法許可審査基準を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 14日(注:休日は含まない。) 経由機関 7日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係。本庁権限に属する場合) 処分機関 7日(環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係又は各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係)
処分担当課	(1) 捕獲区域が2以上の(総合)振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) (2) 上記以外のもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第18条の2
許認可等の種類	鳥獣捕獲等事業の認定
法令の定め	第18条の2 鳥獣の捕獲等をする事業(以下「鳥獣捕獲等事業」という。)を実施する者(法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。)は、その鳥獣捕獲等事業が第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
審査基準	未設定イ (審査基準が法令の定めに尽くされているため) ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2～第19条の8 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(平成30年5月29日環自野発第1805294号環境省自然環境局長通知)のうち、「Ⅶ 認定事業者制度」の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 21日(注:休日は含まない。) 経由機関 日( ) 処分機関 21日(環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係)
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第24条第1項
許認可等の種類	販売禁止鳥獣等の販売の許可
法令の定め	第24条第1項 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(平成30年5月29日環自野発第1805294号環境省自然環境局長通知)のうち、「IX 流通規制」の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 7日(注:休日は含まない。) 経由機関 日( ) 処分機関 7日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係)
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第29条第7項
許認可等 の種類	鳥獣保護区特別保護地区内における行為許可
法令の定め	<p>第29条第7項 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第1項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>二 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>三 木竹を伐採すること。</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。</p>
審査基準	国の定める国指定鳥獣保護区特別保護地区内行為許可要領（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（平成30年5月29日環自野発第1805294号環境省自然環境局長通知））のうち、「X-2 鳥獣保護区等の管理」）の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	<p>総期間 20日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 13日（各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係）</p> <p>処分機関 7日（環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係）</p>
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（電話番号：011-204-5205）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（電話番号：011-204-5205） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第32条第1項
許認可等 の種類	生育施設等の設置及び行為許可に係る損失補償
法令の定め	第32条第1項 国は第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)について、都道府県知事は同項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。)について、同条第11項の規定により施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。
審査基準	未設定ハ (当該条項の対象となる損失は、その内容や損失程度を未然に設定することが困難であり、また道内で過去に事例が無いのみならず、全国的にも参考するに足りる事例がない。したがって、審査基準の設定は困難である。)
標準処理期間	総期間 48日(注:休日は含まない。) 経由機関 24日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係) 処分機関 24日(環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係)
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第35条第3項
許認可等の種類	特定猟具使用制限区域における特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等の承認
法令の定め	第35条第3項 特定猟具使用制限区域内においては、都道府県知事の承認を受け ないで、当該区域に係る特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等(以下「承認対象捕獲 等」という。)をしてはならない。ただし、第9条第1項の許可を受けた者若し くは従事者がその許可に係る捕獲等をする場合又は許可不要者が国内希少野生動 植物種等に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。
審査基準	未設定口 (道内に当該地域の指定がないため、申請実績がなく、将来的にも見込めない。)
標準処理期間	総期間 14日(注:休日は含まない。) 経由機関 7日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係。 本庁権限に属する場合) 処分機関 7日(環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係又は 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係)
処分担当課	(1) 捕獲区域が2以上の(総合)振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-520 5) (2) 上記以外のもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第37条第1項
許認可等 の種類	危険猟法の許可
法令の定め	<p>第37条 第9条第1項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(参考) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律 (抜粋) (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例)</p> <p>第16条 特定広域団体が別表第7号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第37条 (第8項を除く。)、第83条第1項第3号、第84条第1項第1号及び第86条第1号の規定の適用については、同法第37条第1項「環境大臣」とあるのは「環境大臣 (道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律 (平成18年法律第116号) 別表第7号に規定する政令で定める府庁の作用を有する劇薬を使用する危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、同法第7条の規定により同法別表第7号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第2条第1項に規定する特定広域団体 (以下この条において「計画作成特定広域団体」という。)) の知事」と、同条第2項から第7項まで及び第9項から第11項までの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と、同法第83条第1項第3号中「第37条第10項」とあるのは「第37条第10項 (道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同法第84条第1項第1号中「第37条第5項」とあるのは「第37条第5項 (道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同法第86条第1号中「第37条第8項若しくは第9項」とあるのは「第37条第8項若しくは第9項 (道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。</p>
審査基準	危険猟法許可取扱要領の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	<p>総期間 14日 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 7日 (各 (総合) 振興局保健環境部環境生活課自然環境係。本庁権限に属する場合)</p> <p>処分機関 7日 (環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係又は各 (総合) 振興局保健環境部環境生活課自然環境係)</p>
処分担当課	<p>(1) 捕獲区域が2以上の (総合) 振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係 (電話番号: 011-204-5205)</p> <p>(2) 上記以外のもの 各 (総合) 振興局保健環境部環境生活課自然環境係</p>
申請先	各 (総合) 振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係 (電話番号: 011-204-5205) 各 (総合) 振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第38条の2第1項
許認可等 の種類	住宅集合地域等における麻醉銃猟の許可
法令の定め	第38条の2第1項 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第9条第1項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	麻醉銃猟許可取扱要領の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 14日(注:休日は含まない。) 経由機関 7日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係) 処分機関 7日(環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係)
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第39条第1項
許認可等 の種類	狩猟免許
法令の定め	第39条第1項 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許（以下「狩猟免許」という。）を受けなければならない。
審査基準	狩猟免許試験実施要領の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 30日（注：休日は含まない。） 処分機関 30日（各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（電話番号：011-204-5205） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第51条第3項
許認可等 の種類	狩猟免許の更新
法令の定め	第51条第3項 適性試験の結果から判断して、当該狩猟免許の更新を受けようとする者が狩猟をすることが支障がないと認めたときは、当該管轄都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該狩猟免許の更新をしなければならない。
審査基準	狩猟免許更新事務実施要領の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 14日(注:休日は含まない。) 処分機関 14日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係)
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第55条第1項
許認可等 の種類	狩猟者登録
法令の定め	第55条第1項 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事(以下この節において「登録都道府県知事」という。)の登録を受けなければならない。ただし、第9条第1項の許可を受けてする場合及び第11条第1項第2号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでない。
審査基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(平成30年5月29日環自野発第1805294号環境省自然環境局長通知)のうち、「VI-2狩猟者登録」の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 5日(注:休日は含まない。) 処分機関 5日(環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係又は各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係)
処分担当課	(1) 道外に住所を有するもの 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) (2) 道内に住所を有するもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
申請先	同上
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第68条第1項
許認可等 の種類	猟区の設定
法令の定め	第68条第1項 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者は、規程を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域（以下「猟区」という。）における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。
審査基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（平成29年3月31日環自野発第1703312号環境省自然環境局野生生物課長通知）のうち、「VI-5猟区」の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 48日（注：休日は含まない。） 経由機関 24日（各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係） 処分機関 24日（環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係）
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（電話番号：011-204-5205）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（電話番号：011-204-5205） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第71条第1項
許認可等 の種類	猟区管理規程の変更
法令の定め	第71条第1項 猟区設定者は、猟区管理規程を変更しようとする場合(次項に規定する軽微な事項に係る場合を除く。)又は猟区を廃止しようとする場合は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(平成29年3月31日環自野発第1703312号環境省自然環境局野生生物課長通知)のうち、「VI-5猟区」の内容を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 20日(注:休日は含まない。) 経由機関 13日(各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係) 処分機関 7日(環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係)
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道自然環境等保全条例（昭和48年12月11日条例第64号）
根拠条項	第17条第3項
許認可等の種類	道自然環境保全地域特別地区内における行為の許可
法令の定め	<p>第17条第3項 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」と総称する。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第6号に掲げる行為で規則で定めるもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために保全を行うものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。  (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。  (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。  (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。  (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。  (6) 木竹を伐採すること。  (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。  (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。  (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）  (10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。  (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。  (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則に定めるもの</p>
審査基準	未設定 イ 北海道自然環境等保全条例施行規則第15条に規定されつくされていると認められることから、道の審査基準を設定する必要がないものとする。
標準処理期間	<p>総期間 15日・月（注：休日は含まない。）  經由機関 5日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課）  協議機関 日・月（ ）  処分機関 10日・月（環境生活部環境局生物多様性保全課）</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道自然環境等保全条例（昭和48年12月11日条例第64号）
根拠条項	第18条第3項第6号
許認可等の種類	道自然環境保全地域野生動植物保護地区内における捕獲等の許可
法令の定め	<p>第18条第3項 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>（1）前条第3項の許可を受けた行為（第21条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合</p> <p>（2）非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合</p> <p>（3）道自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合</p> <p>（4）法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合</p> <p>（5）通常管理行為又は軽易な行為のうち、道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合</p> <p>（6）前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合</p>
審査基準	<p>道自然環境保全地域等指定等事務取扱要領（昭和49年8月22日自然第1092号生活環境部長通知）を道の審査基準とする。</p> <p>第4(3)許可基準</p> <p>イ 第18条第3項第6号の規定による許可申請があった場合において、次に掲げる事項に適合しない事由があるときは、許可を行わない。</p> <p>① 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>② 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷しようとする野生動植物（動物の卵を含む。）が申請に係る野生動植物保護地区において絶滅のおそれがないものであること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 15日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日・月（その他：各（総合）振興局保健環境部環境生活課）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 10日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課、 その他：環境生活部環境局生物多様性保全課）</p>
処分担当課	<p>各（総合）振興局保健環境部環境生活課、 その他（北海道事務決裁規定の専決事項に該当しないもの）：環境生活部環境局生物多様性保全課 （電話番号：011-204-5204）</p>
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係</p>
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道自然環境等保全条例（昭和48年12月11日条例第64号）
根拠条項	第59条第1項及び第2項
許認可等の種類	道自然環境保全地域に関する行為許可及び実地調査に係る損失補償
法令の定め	<p>第59条 道は、第17条第3項若しくは第18条第3項第6号の許可を得ることができないため、第17条第4項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付せられたため、又は第19条第2項若しくは第25条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2 道は、第57条第1項の規定による当該職員の行為又は前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p>
審査基準	<p>未設定ハ</p> <p>（過去に処分実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難。）</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（過去に処分実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難。）</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）</p> <p>各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係</p>
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例(昭和33年4月1日条例第36号)
根拠条項	第7条の2
許認可等の種類	道立自然公園事業の執行の認可
法令の定め	<p>第7条の2 公園事業は、道が執行する。ただし、道路法(昭和27年法律第180号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。</p> <p>2 市町村その他の公共団体(以下この条及び第7条の4において「公共団体」という。)は規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 国、道及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。</p>
審査基準	<p>道立自然公園事業取扱要領(平成12年11月17日自然第898号環境生活部長通知)を道の審査基準とする。</p> <p>第2 執行の認可又は同意</p> <p>2 執行の認可又は同意の基準</p> <p>道立自然公園事業の執行の認可又は同意は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。</p> <p>(1) 当該事業の執行内容が、道立自然公園計画及び道立自然公園事業の決定内容に適合すること。</p> <p>(2) 当該事業の執行内容が当該地域の道立自然公園管理指針に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 附帯施設がある場合には、当該附帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」(平成3年7月5日付け環自計第128号及び環自国第385号各都道府県知事宛自然保護局長通知)に適合するものであること。</p> <p>(4) 事業の執行により、保護のための施設に関する事業にあっては道立自然公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業(以下「利用施設事業」という。)にあっては道立自然公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、事業の執行がそれぞれ道立自然公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(5) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</p> <p>(6) 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。</p> <p>(7) 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。</p> <p>(8) 施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(9) 道立自然公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。</p> <p>(10) 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</p> <p>(11) 当該申請につき、工事等が伴う場合であって当該工事について他の法令の規定により許可、確認その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 15日・月(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日・月(各(総合)振興局保健環境部環境生活課又は開拓記念館総務課)</p> <p>協議機関 日・月( )</p> <p>処分機関 10日・月(環境生活部環境局生物多様性保全課)</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課生物多様性保全課自然公園グループ(電話番号:011-204-5204)
申請先	開拓記念館総務課(野幌森林公園に限る)又は各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)(野幌森林公園を除く)
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課生物多様性保全課自然公園グループ(電話番号:011-204-5204) 開拓記念館総務課(野幌森林公園に限る) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)(野幌森林公園を除く)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

法令名	北海道立自然公園条例(昭和33年4月1日条例第36号)
根拠条項	第10条第4項
許認可等の種類	道立自然公園特別地域内における行為許可
法令の定め	<p>第10条第4項 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りではない。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 木竹を伐採すること。</p> <p>(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p> <p>(4) 鉋物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(6) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>(7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>(8) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(9) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(10) 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。</p> <p>(11) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</p> <p>(12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p> <p>(13) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)</p> <p>(15) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。</p> <p>(16) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。</p> <p>(17) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>(18) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</p>
審査基準	道立自然公園許可届出等事務取扱要領(平成12年3月31日自然第1361号環境生活部長通知)を道の審査基準とする。
標準処理期間	<p>総期間 30日・月 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日・月 (各(総合)振興局。本庁権限の場合)</p> <p>協議機関 15日・月 (環境生活部環境局生物多様性保全課。道立自然公園許可届出等取扱要領第2の9に該当する場合。)</p> <p>処分機関 10日・月 (環境生活部環境局生物多様性保全課又は各(総合)振興局もしくは開拓記念館総務課)</p>
処分担当課	<p>(1) 2以上の(総合)振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ(電話番号: 011-204-5204)</p> <p>(2) 上記以外のもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課(野幌森林公園除く)又は開拓記念館総務課(野幌森林公園に限る)</p>
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)(野幌森林公園を除く)又は開拓記念館総務課(野幌森林公園に限る)
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ(電話番号: 011-204-5204)</p> <p>各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)(野幌森林公園を除く)</p> <p>開拓記念館総務課(野幌森林公園に限る)</p>
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第11条第4項第6号
許認可等の種類	道立自然公園の利用調整地区への立入りの許可
法令の定め	第11条 4 何人も、知事が定める期間内は、第13条第1項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない 六 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合
審査基準	道立自然公園許可届出等事務取扱要領（平成12年3月31日自然第1361号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 10日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課又は開拓記念館総務課）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）又は開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）又は開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
問い合わせ先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）又は開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第32条第1項
許認可等の種類	道立自然公園の公園管理団体の指定
法令の定め	第32条 知事は、道立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。
審査基準	道立自然公園公園管理団体取扱要領（平成17年11月28日付け自然第1527号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 15日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 5日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課又は開拓記念館総務課） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・月（環境生活部環境局生物多様性保全課）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）又は開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第7条の2第6項
許認可等の種類	道立自然公園事業に係る施設の供用開始期日の延長の承認
法令の定め	第7条の2第6項 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
審査基準	道立自然公園事業取扱要領（平成12年11月17日自然第898号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。 第3 供用開始期日の指定等 3 供用開始期日延期の承認の基準 (1) 施設の供用開始期日の延期に係る承認又は同意は、次の各号に掲げる要件に適合するものに行うものとする。 なお、当該要件については、北海道行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、環境生活部環境局自然環境課及び振興局保健環境部環境生活課において備え付けその他の適当な方法により公にするものとする。 ア 期日の延期がやむを得ないと認められる事情によるものであること。 イ 期日の延期により道立自然公園の利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。 ウ 延期後の期日までに供用を開始することが確実であること。
標準処理期間	総期間 15日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 5日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課（本庁権限の場合。）） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・月（環境生活部環境局生物多様性保全課又は各（総合）振興局）
処分担当課	(1) 2以上の（総合）振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） (2) 上記以外のもの 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）又は各（総合）振興局保健環境部環境生活課（野幌森林公園を除く）
申請先	開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）又は 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第7条の2第6項
許認可等の種類	道立自然公園事業執行認可事項の変更の承認
法令の定め	第7条の2第6項 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
審査基準	<p>道立自然公園事業取扱要領（平成12年11月17日自然第898号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。</p> <p>第4 執行の認可事項の変更承認又は同意事項の変更協議</p> <p>2 認可事項変更承認又は同意事項の変更の同意の基準</p> <p>事業の執行の認可事項変更承認又は同意事項の変更の同意は、変更の内容が第2の2各号に掲げる要件に適合するものに行うものとする。</p> <p>【第2の2各号】</p> <p>(1) 当該事業の執行内容が、道立自然公園計画及び道立自然公園事業の決定内容に適合すること。</p> <p>(2) 当該事業の執行内容が当該地域の道立自然公園管理指針に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 附帯施設がある場合には、当該附帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（平成3年7月5日付け環自計第128号及び環自国第385号各都道府県知事宛自然保護局長通知）に適合するものであること。</p> <p>(4) 事業の執行により、保護のための施設に関する事業にあつては道立自然公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業（以下「利用施設事業」という。）にあつては道立自然公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、事業の執行がそれぞれ道立自然公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(5) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</p> <p>(6) 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。</p> <p>(7) 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。</p> <p>(8) 施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(9) 道立自然公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。</p> <p>(10) 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分に要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</p> <p>(11) 当該申請につき、工事等が伴う場合であつて当該工事について他の法令の規定により許可、確認その他の処分に要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 15日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課又は開拓記念館総務課）</p> <p>処分機関 10日・月（環境生活部環境局生物多様性保全課）</p>
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）又は 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第7条の5
許認可等の種類	道立自然公園事業の休止及び廃止の承認
法令の定め	第7条の5 公園事業者は、公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
審査基準	道立自然公園事業取扱要領（平成12年11月17日自然第898号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。 第5 休止又は廃止の承認等 2 休止又は廃止の承認の基準 道立自然公園事業の休止又は廃止の承認は、次の各号に掲げる要件に適合するものに行うものとする。 (1) 休止又は廃止がやむを得ないと認められる事情によるものであること。 (2) 休止又は廃止により道立自然公園の保護又は利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。 (3) 休止については、休止の予定期間終了後、施設の供用を再開することが確実にあるとともに、休止期間中、施設の管理が適切に行われるものであること。 (4) 廃止については、廃止後、施設の撤去等により道立自然公園の保護又は利用上支障が生じないよう措置がとられるものであること。
標準処理期間	総期間 15日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 5日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課又は開拓記念館総務課） 処分機関 10日・月（環境生活部環境局生物多様性保全課）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）又は 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第7条の4
許認可等の種類	道立自然公園事業の地位の承継の承認
法令の定め	第7条の4 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を継承する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあっては知事に協議したとき、合併法人等が国、道及び公共団体以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を継承する。
審査基準	道立自然公園事業取扱要領（平成12年11月17日自然第898号環境生活部長通知）を道の審査基準とする。 第6 譲渡承継の承認 2 譲渡承継の承認の基準 譲渡承継の承認は、次の各号に掲げる要件に適合するものに行うものとする。 (1) 経済的又は社会的事情により譲渡人の道立自然公園事業の執行の継続が困難と認められ、又は譲渡承継により道立自然公園の利用上の効果が高められると認められるものであること。 (2) 利用施設事業については、譲渡承継後に特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。 (3) 利用施設事業については、譲渡承継後に利用上の安全性及び決適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。 (4) 前号のほか、譲渡承継後の施設の管理又は経営の方法が適切であること。 (5) 譲受人の事業執行能力が確実であること。 (6) 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するときは、当該処分を受けた者の地位を譲受人が譲渡人から承継し、又は新たに得る確実な見込みがあること。
標準処理期間	総期間 15日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 5日・月（各（総合）振興局保健環境部環境生活課又は開拓記念館総務課） 処分機関 10日・月（環境生活部環境局生物多様性保全課）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
申請先	開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）又は各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）		
根拠条項	第10条第1項		
許認可等の種類	第一種動物取扱業の登録		
法令の定め	<p>第10条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第25条第1項及び第2項並びに第4節において同じ。）の登録を受けなければならない。</p> <p>（動物の愛護及び管理に関する法律施行令）</p> <p>第1条 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。(2)動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。</p>		
審査基準	<p>未設定イ</p> <p>（審査基準が法令の定めに尽くされているため）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律 第12条</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第3条</li> </ul>		
標準処理期間	総期間	20日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	5日・月	（処分機関以外の支庁）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	15日・月	（事業所の所在地を管轄する（総合）振興局）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係		
申請先	同上	（電話番号： ）	
問い合わせ先	同上	（電話番号： ）	
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>		

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
根拠条項	第13条第1項
許認可等の種類	第一種動物取扱業の登録の更新
法令の定め	<p>第13条 第10条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 第10条第2項及び前2条の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>3 第1項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p>
審査基準	<p>未設定イ</p> <p>（審査基準が法令の定めに尽くされているため）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律 第12条</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第3条</li> </ul>
標準処理期間	<p>総期間 20日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日・月（処分機関以外の（総合）振興局）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 15日・月（事業所の所在地を管轄する（総合）振興局）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）		
根拠条項	第26条第1項		
許認可等の種類	特定動物の飼養又は保管の許可（10頭以上）		
法令の定め	第26条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。		
審査基準	未設定イ （審査基準が法令の定めに尽くされているため） ・動物の愛護及び管理に関する法律 第27条 ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第17条 ・特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目 第1条及び第2条		
標準処理期間	総期間	30日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	5日・月	（処分機関以外の（総合）振興局）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	25日・月	（飼養保管施設の所在地を管轄する（総合）振興局）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係		
申請先	同上	（電話番号： ）	
問い合わせ先	同上	（電話番号： ）	
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
根拠条項	第26条第1項
許認可等の種類	特定動物の飼養又は保管の許可（10頭未満）
法令の定め	第26条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
審査基準	未設定イ （審査基準が法令の定めに尽くされているため） ・動物の愛護及び管理に関する法律 第27条 ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第17条 ・特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目 第1条及び第2条
標準処理期間	総期間 20日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 5日・月（処分機関以外の（総合）振興局） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 15日・月（飼養保管施設の所在地を管轄する（総合）振興局）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
根拠条項	第28条第1項
許認可等の種類	特定動物の飼養又は保管の変更の許可
法令の定め	<p>第28条 第26条第1項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第2項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の許可について準用する。</p>
審査基準	<p>未設定イ （審査基準が法令の定めに尽くされているため）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律 第27条</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第17条</li> <li>・特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目 第1条及び第2条</li> </ul>
標準処理期間	<p>総期間 20日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日・月（処分機関以外の（総合）振興局）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 15日・月（飼養保管施設の所在地を所管する（総合）振興局）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）		
根拠条項	第16条第3項		
許認可等の種類	生物多様性維持回復事業の認定		
法令の定め	第16条第3項 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生物多様性維持回復事業について、その者がその生物多様性維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生物多様性維持回復事業の事業計画が生物多様性維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生物多様性維持回復事業計画に従ってその生物多様性維持回復事業を行うことができる。		
審査基準	未設定 ハ （過去に申請事例がないため、あらかじめ具体的な基準を定めることは困難）		
標準処理期間	総期間	未設定	日・月（注：休日は含まない。）
	経由機関		日・月（ ）
	協議機関		日・月（ ）
	処分機関		日・月（ ）
処分担当課	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係 （電話番号：011-204-5203 ）		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）
根拠条項	第47条
許認可等の種類	捕獲等の許可
法令の定め	第47条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	次に掲げる事項に該当する事由があるときは、許可をしない。 ①捕獲等の目的が次の目的に適合しないこと。 ア 教育の目的 イ 指定希少野生動植物種の個体の生息状況又は生息状況の調査の目的 ウ その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的 ②捕獲等によって指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあること。 ③捕獲等をする者が適切な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
標準処理期間	総期間 24日 <del>一月</del> （注：休日は含まない。） 經由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 24日 <del>一月</del> （環境生活部自然環境局自然環境課 ）
処分担当課	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係 （電話番号：011-204-5203 ）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）
根拠条項	第54条
許認可等の種類	特定希少種事業者の登録
法令の定め	第54条 特定希少野生動植物種の生きている個体の譲渡しの業務を伴う事業（以下「特定希少種事業」という。）を行おうとする者は、知事の登録を受けなければならない。 2 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	次に掲げる事項に該当する事由があるときは、その登録を拒否し、遅延なくその理由を示して申請者に対して通知する。 ①登録を取り消され、その処分のあった日から1年を経過しない者 ②事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ③条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
標準処理期間	総期間 21日 <del>＝</del> 月（注：休日は含まない。） 経由機関 7日・月（環境生活部自然環境局自然環境課又は各（総合）振興局） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 14日 <del>＝</del> 月（各（総合）振興局又は環境生活部自然環境局自然環境課）
処分担当課	(1) 道内居住者又は道内事業者 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係 (2) 道外居住者又は道外事業者 環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係 (電話番号：011-204-5203 )
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）		
根拠条項	第66条第4項		
許可等の種類	管理地区の区域内における行為許可		
法令の定め	第66条第4項 管理地区の区域内（第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第69条第1項及び第70条第1項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第10号から第14号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。 （1）～（14）省略		
審査基準	条例第66条第3項で準用する第65条第2項の指定の区域の保護に関する指針に適合しないものであるときは、許可をしない。		
標準処理期間	総期間	30日 <del>＝</del> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	30日 <del>＝</del> 月	（環境生活部自然環境局自然環境課 ）
処分担当課	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係 （電話番号：011-204-5203 ）		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）
根拠条項	第67条第4項
許認可等の種類	立入制限地区への立入許可
法令の定め	第67条第4項 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1）及び（2）省略 （3）前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合
審査基準	学術研究その他公益上の事由等によりやむを得ないと認められること。
標準処理期間	総期間 30日 <del>一月</del> （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 30日 <del>一月</del> （環境生活部自然環境局自然環境課 ）
処分担当課	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係 （電話番号：011-204-5203 ）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月 1日作成)

法令名	北海道エゾシカ対策推進条例（平成26年北海道条例第7号）		
根拠条項	第18条第1第2号		
許認可等の種類	特定鉛弾の所持の許可		
法令の定め	（特定鉛弾の所持の許可） 第18条 何人も、エゾシカの捕獲等をする目的で、特定鉛弾を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1)省略 (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可をしたとき。		
審査基準	未設定ハ （個々の申請について個別に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難）		
標準処理期間	総期間	日 <del>一</del> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	日 <del>一</del> 月	（ ）
処分担当課	環境生活部環境局エゾシカ対策課 （電話番号：011-231-4111 内線24-367 ダイヤルイン 204-5206）		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/est/jyoureinituite.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/est/jyoureinituite.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年2月24日作成)

法令名	愛玩動物看護師養成所指定規則
根拠条項	第2条
許認可等の種類	愛玩動物看護師養成所の指定
法令の定め	(指定の申請手続) 第二条 養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体の設置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 ～ 十一 (略) 2 (略)
審査基準	・愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年10月29日付け農林水産省・環境省令第7号） ・愛玩動物看護師養成所指導ガイドライン（令和3年12月13日付け3消安第4706号） ・環自総発第2112135号
標準処理期間	総期間 135日 <del>＝</del> 月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 135日 <del>＝</del> 月（ ）
処分担当課	環境生活部環境局自然環境課 （電話番号：011-231-4111 内線：24-386）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年2月24日作成)

法令名	愛玩動物看護師養成所指定規則		
根拠条項	第3条		
許認可等の種類	愛玩動物看護師養成所の変更承認		
法令の定め	(指定の申請手続) 第二条 養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項 (地方公共団体の設置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を 記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 ～ 十一 (略) 2 (略)		
審査基準	・愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年10月29日付け農林水産省・環境省令第7号) ・愛玩動物看護師養成所指導ガイドライン(令和3年12月13日付け3消安第4706号 ・環自総発第2112135号)		
標準処理期間	総期間	25日 <del>一</del> 月	(注: 休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	25日 <del>一</del> 月	( )
処分担当課	環境生活部環境局自然環境課 (電話番号: 011-231-4111 内線: 24-386)		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年2月24日作成)

法令名	愛玩動物看護師養成所指定規則		
根拠条項	第8条		
許可等の種類	愛玩動物看護師養成所の指定取消し		
法令の定め	<p>(指定取消しの申請手続)</p> <p>第八条 指定養成所について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に地出しなければならない。</p> <p>一 指定の取消しを受けようとする理由</p> <p>二 指定の取消しを受けようとする予定期日</p> <p>三 在学中の学生があるときは、その者に対する措置</p>		
審査基準	・愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年10月29日付け農林水産省・環境省令第7号）		
標準処理期間	総期間	60日 <del>一</del> 月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	60日 <del>一</del> 月	( )
処分担当課	環境生活部環境局自然環境課 (電話番号：011-231-4111 内線：24-386)		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考			